

国・埼玉県的一般廃棄物処理に関する将来目標値

1. 国：第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められている。第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて概ね2025年までに国が講ずべき施策を示している。

第四次循環型社会形成推進基本計画での目標値

目標年度	基準年度	項目	目標値	備考
令和5年度 (2025年度)	平成12年 (2000年度)	1人1日当たりのごみ排出量 ^{※1}	約850g/人・日	(28%減)
		1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 ^{※2}	約440g/人・日	(33%減)
令和10年度 (2030年度)	平成12年 (2000年度)	家庭系食品ロス量	216.5万トン	2000年度 (433万トン)の半減

※1 1人1日当たりのごみ排出量＝ごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団資源回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量）／人口／365日

※2 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量＝家庭系ごみ排出量（集団資源回収量、資源ごみ等を除いた家庭からの一般廃棄物の排出量）／人口／365日

2. 国：廃棄物処理基本方針（平成 28 年度（2016 年度） 1 月改正）

廃棄物処理法基本方針は、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項に基づき、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められている。2016 年（平成 28 年） 1 月に変更された廃棄物処理法基本方針（平成 28 年環境省告示第 7 号）は、廃棄物の適正な処理の基本的な方向として、①循環型社会の更なる推進及び低炭素社会、自然共生社会との統合にも配慮した取組の推進、②災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理の確保を掲げている。

廃棄物処理基本方針での目標値

目標年度	基準年度	項目	目標値	備考
令和 2 年度 (2020 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	一般廃棄物排出量	約 12%減	
		1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	500g/人・日	
		再生利用量	約 21% → 約 27%	
		最終処分量	約 14%減	

3. 埼玉県：第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画（平成 28 年 3 月）

埼玉県では、平成 28 年（2016 年） 3 月に「第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画」が策定されており、循環型社会づくりに関する埼玉県の基本的な計画として、廃棄物の減量その他その適正処理に関する具体的な目標や方策などについて定めたものである。

第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画での目標値

目標年度	基準年度	項目	目標値	備考
令和 2 年度 (2020 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	503g/人・日	7%削減
		1人1日当たりの最終処分量	44g/人・日	10%削減
		事業系ごみ排出量	488千トン	10%削減